

入札公告

次のとおり競争入札に付します。

令和2年5月22日

支出負担行為担当官

消防庁消防大学校

庶務課長

清田義知



1 競争入札に付する事項

- (1) 件名 火災原因調査に用いる元素分析検出器付き電子顕微鏡の購入
- (2) 概要 元素分析検出器付き電子顕微鏡（一式）の購入
- (3) 仕様 消防大学校庶務課で配布

2 競争に参加する者に必要な資格

- (1) 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。ただし、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者については、この限りでない。
- (2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和1・2・3年度総務省競争参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供等（情報処理、ソフトウェア開発又はその他）」の資格等級A、B、C又はDに格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。
- (4) 総務省及び他省庁等における指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。ただし、他省庁等における処分期間については、総務省の処分期間を超過した期日は含めない。
- (5) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護に関する法律第5条第1項の許可を受けていることを証明できること。
- (6) 以下の暴力団排除対象者に該当しない者
 - ア 契約の相手方として不適当な者
 - (ア) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
 - (イ) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

(ウ) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

(エ) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。

(オ) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

イ 契約の相手方として不適当な行為をする者

(ア) 暴力的な要求行為を行う者。

(イ) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者。

(ウ) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者。

(エ) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者

(オ) その他前各号に準ずる行為を行う者。

(7) 上記暴力団排除対象者であることを知りながら下請負又は再委託の相手方としないこと。

3 入札の条件

(1) 入札において使用する言語 及び通貨	日本語及び日本国通貨
(2) 入札保証金及び契約保証金	免除
(3) 契約書等作成の要否	要
(4) 入札の無効	本公告に示した入札参加に必要な資格のない者の入札又は入札条件に違反した入札
(5) 落札者の決定方法	予決令第79条の規定に基づいて定めた予定価格の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

5 入札説明書・仕様書の配布日時及び場所

(1) 日 時 令和2年5月22(金)から令和2年7月10日(月)
10時から17時まで(祝祭日は除く)

(2) 場 所 東京都調布市深大寺東町4-35-3

消防庁消防大学校庶務課

6 入札

入札者の受付は、次の日時及び場所において行う。

- (1) 日 時 令和2年7月22日(水) 14時から
- (2) 場 所 東京都調布市深大寺東町4-35-3
消防研究センター 小会議室

7 開札

入札後、入札場所と同じ場所で直ちに行う。

8 再度入札

- (1) 開札後、各人の入札のうち、予定価格内の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。
- (2) 再入札を行っても落札者がないときは、入札をやめることがある。この場合、異議の申し立てはできないものとする。

9 その他

本入札に関する詳細は、入札説明書による。

以上

【問い合わせ先】

消防庁消防大学校

庶務課 吉田

0422-46-1720

消防庁消防大学校消防研究センター

原因調査室 塚目

0422-44-8331